

和訓よりみた「新撰字鏡」と「観智院本類聚名義抄」について

高瀬, 正一
愛知教育大学助手

<https://doi.org/10.15017/12100>

出版情報 : 語文研究. 44/45, pp.103-114, 1978-06-01. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

和訓よりみた「新撰字鏡」と

「観智院本類聚名義抄」について

高瀬正一

一 はじめに

「^(注1)新撰字鏡」は和訓を付した字書の嚆矢といわれているが、和訓自体の他の字書との関連性については、「^(注2)字鏡集」との比較検討は試みられている。従ってそれ以外の古字書との比較が必要であろうと思われる。この様な観点からここでは、「^(注3)和訓の一大集成たる「観智院本類聚名義抄」をとりあげることとした。両者に関しては、從來漠然と影響関係がある等といわれている程度で、全体的な徹底した比較検討はなされていないようである。

さて、一口に和訓の関連性を云々するといっても、様々な視点から考えられるのである。例えば和訓を中心とした立場であつて、同一の和訓に対してどの様な漢字が対応しているかを考える場合である。今、任意の和訓を選んで両者を比較して示してみよう。

(上段に 和訓、中段が「字鏡」、下段が「名義抄」を示す。)

アザムク 倭、嚶、謫、諷
—— 倭、倭、街、媚、嚶、噴、欺
謀 等を含め全体で46例

両者を比較すると「倭」「嚶」の一致が見られるのである。

それに対して、標出字を中心とした立場が考えられる。つまり同一の標出字に対してそれぞれに和訓がどの様に対応をしているかを考えるのである。同様に任意の標出字を選んで掲げる。

〔字鏡・言部〕 乃威反平語々細意也阿豆万(利)^(注4) 氏加太留己恵
〔名義抄・法上六七〕 喃奴威メ語声 カタラフ
両者は、類似(「加太留」「カタラフ」)が見られるのである。

ここでは、煩雑さや字書の性格を考えあわせて後者つまり、同一の標出字に対応する和訓を比較検討するという立場をとることとする。

ところで漢字に対する和訓の変遷を考える際に、訓点資料等によることが考えられようが、和訓が付された字書によってそれを考究する立場もあり得ると思われる。但し、和訓が字書の性格に左右されるという点に注意せねばならない訳で、「本草和名」や「和名類聚抄」の如きものは、和訓自体が、字書によって左右されているのであつて、「字鏡」の如きものとの、全体的な比較は困難である。もちろん一部、例えば「本草部」のみに限定すれば、前者の「本草和名」との比較は可能であろう。従つて、字書の比較を考える

際には、その性格を十分に考えるべきであり、「字鏡」の如きものとの比較には、広範な部首及び和訓を含み得るものが適當であろう。以上の様な観点からも両字書の比較は意義のあるものと思われる。

一ノ一 具体的な方法

「字鏡」よりみた考察である為に、「字鏡」の標出字に対する「名義抄」の和訓の対応をみるという立場をとる。換言すれば「字鏡」を中心とした視点であつて逆に「名義抄」を中心とした視点もあつり得ることは言を俟たない。

具体的な方法であるが、標出字に上位する単位として各部首を考へ、部首毎に含まれる標出字に対する和訓を考察する。そして、部首を単位として更に上位するものとして各卷々を考へ、各卷々に含まれる部首毎の特色を考察するものとする。つまり、「字鏡」の中の、標出字から部首へ、部首から巻へという具合により大きな単位で考察を試みることにする。尚、詳細については後述する。さて、和訓の比較の方法であるが、ここでは、一往三分類するものとする。つまり「字鏡」を基準としてこの当該和訓と「名義抄」のそれとが全く一致するもの、例えば、(上段「字鏡」、下段「名義抄」)

「瞠」 一 (目部) 「保須」 一 (佛中 九四) 「ホス」

の如きものを「一致」とする。それに対して全く一致が見られないものを「相違」とする。例えば前掲「瞠」に対して、「ホノカ・サラス」の如きものである。これらを両極として中間的なものを、「類似」として一括する。例えば

「陣」 一 (目部) 「氏良須」 一 (佛中 九三) 「テル」

の如き場合である。「類似」については段階があつて「一致」に近いものから「相違」に近いものが認められ、実際の判定には困難が伴うので或は更に細かい分類が必要であるかも知れない。尚、和訓については語形のみを検討し語形の新旧についてはまでは、言及しない。和訓数に関しては標出字に対応するものを対象としているため、「字鏡」で「睨・瞠(義注) 比乃加佐」とある場合、「睨」と「瞠」に同一の和訓「比乃加佐」が対応するものとみなす。つまり、二種の標出字に対して和訓が一種対応していると考え、「睨 比乃加佐」「瞠 比乃加佐」と同義であるともみなすのである。尚、「字鏡」の本文は「新撰字鏡増訂版(龜川書店刊)」及び同「新撰字鏡国語索引」による。「名義抄」については、「類聚名義抄・正宗教夫編(風間書房刊)」及び同「仮名索引・漢字索引」による。その他「古字書綜合索引(上)長島豊太郎編」「新撰字鏡攷異并索引(西東書房刊)」を適宜参照した。

これらを一覧表としたものを以下に示す訳であるが、これについて若干説明を加える。

(1) 上段の番号は享和本の部首番号を示し、巻十二の内の熟字形式の「重點部」以下は省略した。従つて全ての和訓を有する全ての部首を取扱うものではない。

(2) 天治本のみ和訓のみられる部首は、参考として末尾に一括して示すこととする。その場合の番号は天治本のそれである。

(3) 中段の和訓数は「字鏡」の当該部郡に対する和訓数を示すものである。「名義抄」の和訓数は、既述した様に「字鏡」の同一標出字に対する和訓数を示すものであつて、当該部首全体の和訓数を示すものではない。

「新撰字鏡」と「名義抄」の和訓関連表

番号	部首	「字鏡」 和訓数	「名義抄」 和訓数	割合	百分率	番号	部首	「字鏡」 和訓数	「名義抄」 和訓数	割合	百分率
7	火	93	90	$\frac{35}{90}$	38.9	13	頁	18	27	$\frac{6}{27}$	22.2
6	風	13	26	$\frac{7}{26}$	26.9	12	身	4	12	$\frac{5}{12}$	41.7
5	雨	23	24	$\frac{8}{24}$	33.3	11	親族	8	5	$\frac{2}{5}$	40.0
4	肉	117	135	$\frac{53}{135}$	39.3		卷二				
3	月	4	23	$\frac{2}{23}$	8.7		計	473	625	$\frac{191}{625}$	30.6
2	日	63	89	$\frac{27}{89}$	30.3	10	イ	127	216	$\frac{50}{216}$	23.1
1	天	6	3	$\frac{2}{3}$	66.7	9	人	11	2	$\frac{2}{2}$	100.0
	卷一					8	連火	16	17	$\frac{5}{17}$	29.4

(4) 「小学篇」^(主7) についても高松氏論文を参考としてこれを含めた。また、「親族部」については、「阿父 於保知(矣)捨(本)」の如き、熟字形式をなすものは除外したが「彦 比古(天)捨(本)」の様な単字形式のものは採用した。

「名義抄」の全和訓数を示し、分子はその中で「字鏡」と共通性があるものの数を示す。すなわち分子は、「字鏡」と「一致」及び「類似」する和訓数を示すものである。例えば「天部」で、「2/3」とあるのは、「名義抄」の全和訓数3例の内2例までが、「字鏡」の和訓の中に関連着けられるということである。

(5) 「名義抄」において標出字はあるものの和訓の付されていないものは「0」としてこれを掲げ、標出字のないものは「X」とした。

(6) 天治本と享和本において和訓に差のあるものは、両者を検討して本来的なものとして、何れか一方を採った。

(7) 下段は「字鏡」と「名義抄」の共通性を示すもので、分母は、

察の便宜をはかった。

(8) 最下段はそれをパーセント標示したもので少数点以下第二位を四捨五入したものである。例えば、前記の「天部」では、66.7%となる。

30	29	28	27	26	25			24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
尸	骨	言	广	色	毛	卷三	計	皮	足	手	心	齒	鼻	耳	舌	口	目	面
17	23	134	33	6	10		429	16	79	4	10	33	20	18	7	129	70	13
23	24	206	24	7	8		612	19	131	9	41	18	13	31	19	191	89	7
$\frac{8}{23}$	$\frac{12}{24}$	$\frac{17}{206}$	$\frac{6}{24}$	$\frac{2}{7}$	$\frac{8}{8}$		$\frac{201}{612}$	$\frac{8}{19}$	$\frac{39}{131}$	$\frac{1}{9}$	$\frac{5}{41}$	$\frac{7}{18}$	$\frac{7}{13}$	$\frac{7}{31}$	$\frac{3}{19}$	$\frac{70}{191}$	$\frac{40}{89}$	$\frac{1}{7}$
34.8	50.0	8.3	25.0	28.6	100.0		32.8	42.1	29.8	11.1	12.2	38.9	53.8	22.6	15.8	36.6	44.9	14.3
45	44	43	42			41	40	39	38	37	36	35	34			33	32	31
革	角	牛	馬	卷五	計	門	西	米	食	囚	巾	衣	糸	卷四	計	支	影	女
38	13	5	30		241	11	49	45	38	1	10	34	53		348	9	35	81
67	9	6	52		310	15	51	57	53	0	3	39	91		490	19	25	154
$\frac{29}{67}$	$\frac{5}{9}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{19}{52}$		$\frac{95}{310}$	$\frac{5}{15}$	$\frac{22}{51}$	$\frac{12}{57}$	$\frac{26}{53}$	0	$\frac{1}{3}$	$\frac{13}{39}$	$\frac{16}{91}$		$\frac{109}{490}$	$\frac{4}{19}$	$\frac{12}{25}$	$\frac{40}{154}$
43.3	55.6	50.0	36.5		30.6	33.3	43.1	21.1	49.1	0	33.3	33.3	17.5		22.2	21.1	48.0	26.0

	59	58			57	56	55	54	53			52	51	50	49	48	47	46
計	草	木	卷七	計	金	水	田	玉	山	卷六	計	石	土	勺	見	瓦	車	舟
694	306	388		480	261	77	2	22	46		289	54	61	2	3	53	22	8
467	230	237		396	244	97	1	24	31		332	76	63	0	5	19	25	10
$\frac{145}{467}$	$\frac{80}{230}$	$\frac{65}{237}$		$\frac{132}{396}$	$\frac{97}{244}$	$\frac{16}{97}$	$\frac{0}{1}$	$\frac{11}{24}$	$\frac{8}{31}$		$\frac{113}{332}$	$\frac{19}{76}$	$\frac{9}{63}$	0	$\frac{3}{5}$	$\frac{9}{19}$	$\frac{12}{25}$	$\frac{5}{10}$
31.0	34.8	27.4		33.3	39.8	16.5	0	45.8	25.8		34.0	25.0	14.3	0	60.0	47.4	48.0	50.0
75	74	73	72	71	70			69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	
點	口	斤	走	魚	龜	卷九	計	虫	羊	豕	鹿	犴	羽	鳥	竹	米	禾	卷八
10	10	1	3	118	20		562	238	1	1	2	13	8	187	64	5	45	
8	9	×	4	81	7		414	85	1	0	2	22	12	170	79	6	39	
$\frac{2}{8}$	$\frac{3}{9}$	×	$\frac{1}{4}$	$\frac{41}{81}$	$\frac{5}{7}$		$\frac{190}{248}$	$\frac{44}{85}$	$\frac{1}{1}$	0	$\frac{2}{2}$	$\frac{4}{22}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{84}{170}$	$\frac{37}{79}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{14}{39}$	
25.0	33.3	×	25.0	50.6	71.4		45.9	51.8	100.0	0	100.0	18.2	66.7	49.4	46.8	33.3	35.9	

	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82			81	80	79	78	77	76
計	卅	戈	片	方	四	大	广	貝	手 (マ) 手 (ヅ)	小	卷十	計	彳	辵	韋	鬼	ト (マ) ト (ヅ)	𠂔
173	3	2	1	10	3	2	9	21	66	56		208	8	13	2	5	15	4
332	15	0	0	6	14	5	20	47	151	74		248	50	32	1	6	27	23
$\frac{49}{332}$	$\frac{1}{15}$	0	0	$\frac{3}{6}$	$\frac{1}{14}$	$\frac{0}{5}$	$\frac{5}{20}$	$\frac{9}{47}$	$\frac{19}{151}$	$\frac{11}{74}$		$\frac{70}{248}$	$\frac{6}{50}$	$\frac{6}{32}$	$\frac{0}{1}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{4}{27}$	$\frac{1}{23}$
14.8	6.7	0	0	50.0	7.1	0	25.0	19.1	12.6	14.9		28.2	12.0	18.8	0	16.7	14.8	4.3
62				105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	
谷	天 治 本 の み の 部 首	總 計	計	雜 字	自	麥	品 字 樣	爻	卜	白	黑	欠	𠂔	穴	戸	示	文	卷 十 一
1		3912	87	5	4	4	17	4	1	1	7	11	12	2	2	15	2	
2		4377	151	0	4	5	44	9	4	11	12	13	26	4	0	19	0	
$\frac{0}{2}$		$\frac{1324}{4377}$	$\frac{29}{151}$	0	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{6}{44}$	$\frac{2}{9}$	$\frac{0}{4}$	$\frac{0}{11}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{13}$	$\frac{7}{26}$	$\frac{0}{4}$	0	$\frac{5}{19}$	0	
0		30.2	19.2	0	75.0	20.0	13.6	22.2	0	0	15.4	15.4	26.9	0	0	26.3	0	

以下各巻毎に、表に準拠して和訓数及び共通性といった量的な面からの考察を試みる。

一ノ二 各巻の考察

(巻一) 和訓数については、一般的には「名義抄」が上回るものと考えがちであるが、実際には「字鏡」が上回るものが、「1天部」「9人部」の二例程見える。もっとも、これは和訓数自体が僅少であるための現象かも知れない。次に和訓の共通性は、^(注10)巻一の全和訓では約三割^(30.6%)である。この中で特徴的なことは、「4肉部」「7火部」の様に用例数の多い部首でも、だいたい三割程度の共通性が見えることである。そして、用例数の僅少な部首では例えば「1天部」「9人部」の様に極端に高い共通性を持つ様である。もっとも、「3月部」の如く極端に低いものもあり一概に云々出来ない様でもある。

(巻二) 和訓数の観点から見れば、「字鏡」が上回る部首としては、「11親族部」「14面部」「19鼻部」「20歯部」の四例を数える。その中でも「20歯部」は上回り数が15例と他と比較して多い。

125	112	109	104	86					
六	弓	佳	厂	隹					
1	1	1	1	5					
12	1	3	1	1					
$\frac{0}{12}$	$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{1}$	$\frac{0}{1}$					
0	100.0	33.3	100.0	0					
					142	141	140	135	
	計	首角	文下木點	夬	文下一點				
	14	1	1	1	1				
	24	0	0	0	4				
	$\frac{4}{24}$	0	0	0	$\frac{1}{4}$				
	16.7	0	0	0	25.0				

これは、標出字自体特殊なものを含んでいるためであろうか。共通性としては、平均してみると巻一と同様に約三割^(32.8%)である。和訓数の割には共通性の高いものは、「15目部^(44.9%)」「16口部^(36.6%)」があげられよう。

(巻三) 和訓数では、「字鏡」が上回るものとしては、「25毛部」「27尸部」「32影部」があげられるが、その数自体は僅かである。逆に「28言部」「31女部」では「名義抄」が圧倒している。総じてこの部首では、「28言部」「31女部」を除いて相拮抗したものが多し。それに対して共通性の点ではかなりの差があり、用例数が僅少であるにも拘らず、巻全体の平均約二割^(22.2%)とほぼ同様な割合を示す部首「26色部」や「33支部」があるかと思えば、「29骨部^(50%)」「32影部^(48%)」の様に結構多くの用例数を持つ割には高い共通性を有するものもある。更に「28言部」では両者ともに100例を越す程の用例数を持ちながら僅かに、一割弱^(8.3%)の共通性しかないものもある。もっともこれは、「字鏡」といってもそれなりに「名義抄」と性格の異なる和訓を有していることの証左であるかも知れないのである。

(巻四) 和訓数の点からは「36巾部」が7割程上回る程度で他は全て「名義抄」が上回っている。但し、「37囚部」では、当該標出字に対して和訓が付されていないために和訓数は0であって、「字鏡」が上回るのである。共通性は平均約三割(30.8%)と、巻一、二と共通しており、「38食部(49.1%)」「40西部(43.1%)」の様に高い割合を示すものがある。反面、「34糸部」の様に、用例数の割には、17.5%と、共通性はさ程高くない。何れにせよ、共通性に関しては部首によって、左右される面が大きいと思われる。

(巻五) 和訓数に関しては100例を越える程の多数のものは見られず、せいぜい80例程度のものしか見られない。この巻に於いて特徴的な点は、両者ともに和訓の極めて少ない部首が見られることである。それらは、「43牛部」「49見部」「50勺部」である。その中でも、「50勺部」では、「名義抄」中に全く和訓が見られない。これは、漢字に対応する和語が乏しいためであろうか。実際、和訓を付記する標出字自身が、全標出字数(分母)に対して各々「43牛部(6/106)」「49見部(2/22)」「50勺部(2/50)」の如く、極めて少数である。次に共通性の点では巻平均約三割(34.0%)と、上述の巻々と一致した割合を示している。用例数の僅少な部首を除けば「45革部(43.3%)」が共通性の高い部首で、逆に、「51土部(14.3%)」「52石部(26.0%)」が、用例数の割には稀薄な部首である。

(巻六) この巻では、和訓数については、「57金部」が「字鏡」261例、「名義抄」24例と両者ともに多数を占めており、しかも「字鏡」が上回っている。この原因は何と云っても「小学篇」字を含んでいることであろう。その他「53山部」が上回っており「55田部」では「名義抄」には和訓が見出せない。共通性に関しては、約三割

(33.3%)で、従来の比率と同様である。

(巻七) 和訓数に関しては、今までの他の部首とは異なり、「字鏡」の方が圧倒しておりその上回り数は、「58木部」では実に151例の多きを数えるのである。これは第一に両部首の本草という和訓の性格によるものであり寧ろ前述した様に「本草和名」の如きものと比較対照する方が有意義であろう。第二には両部首ともに「小学篇」を含んでおり、この部首の標出字は「名義抄」には殆んど見られないのである。共通性については、「字鏡」の上回り数にも拘らずやはり約三割(31.0%)の枠を出ておらず他の巻々と同様である。

(巻八) 和訓数の面から見ると「61朱部」「66鹿部」「67豕部」「68羊部」の如く僅かな部首が見受けられる。「66鹿部」「67豕部」「68羊部」については漢字に対する和訓の対応の乏しさに由るものであろうか。因みに「66鹿部」では「久自加、於保自加」、「67豕部」では「保利於己須」、「68羊部」では「阿豆毛乃」なる和訓が存在するのである。次に「字鏡」が圧倒する部首としては「69虫部」がありここでは、実に189例も上回っている。この部首が巻七の「58木部」等と同様に「小学篇」を含むからであろう。もっとも、「63鳥部」も「小学篇」を含むがその標出字数は「69虫部」に比べれば少ない訳でそれが両者の差となっているのであろう。共通性としては、約四割強(45.7%)で今までの巻々に比べて高い割合を示している。これは用例数の多い部首で、例えば「62竹部(46.8%)」「63鳥部(49.4%)」「69虫部(51.8%)」の様に高い割合を示しているからである。

(巻九) 和訓数の面では、両者ともに僅少な部首「72走部」「79章部」等がみられる一方、「70龜部」「71魚部」の如く「字鏡」が上

回る部首も存在している。「70龜部」については、特殊な標出字を有する為であり、「71魚部」では、「小学篇」を含む為の現象であろうと思われる。その標出字数が、他の「58木部」「69虫部」程多くなく、この程度の差となったものであろう。この点では「63鳥部」と同様である。共通性に関しては「71魚部」(50.6%)を除けば総じて低い割合であり平均約三割(28.2%)である。尚、「73斤部」に関しては、「名義抄」には該当する標出字が存在しない。この様な部首は、「73斤部」のみである。

(卷十) 「82ノ部」「83手部」を除けば、和訓数の多い部首はない。特に、「85ノ部」以下「91升部」までは和訓数が少なく、「89片部」「90戈部」では「名義抄」中に、和訓は存在しないのである。この様な原因の為、必然的に共通性の割合も低く、平均一割強(14.8%)程度で他に比べて、約半数程度の共通性しか存在しないのである。

(卷十一) 和訓数自体が少なく、特に「92文部」「94戸部」「105雜字部」では「名義抄」中に、和訓が存在しないことは、前記卷十と同様の傾向を示している。従って共通性にしても卷十と同様に低く平均して約二割(19.2%)程度で、他の卷々に比べて低くなっているのである。

(附・天治本のみの部言) 以上は、天治本と享和本に共通する部首についての考察であったが、他に天治本のみに見られる部首がある。これについて一考を加える。和訓数自体が非常に少なく、両者ともに一桁台の用例しか存在せず、加えて「140艸部」以下「142首角部」までは、「名義抄」中には和訓がないのである。従って、共通性も必然的に低くなり、平均二割弱(16.7%)程度である。他の、卷十、卷

十一と同様の傾向を示しているのである。

一ノ三まとめ

以上、卷々毎に考察した結果以下の様なことがいえよう。

(1) 卷毎によって差があるものの、全体的な量のみを比較すると、同一標出字に関しては、「名義抄」の和訓は、「字鏡」のそれと約三割(30.2%)の共通性が見出せるといえる。従って、「名義抄」の和訓は「字鏡」とは極めて共通するものが少ないなどは、いえないようである。但し、この事実から、すぐに、「字鏡」は「名義抄」へ影響を与えていると考えるのは早計であろう。同一の標出字を対象としている為に、寧ろ共通した部分が存在するのが当然であり、影響を云々するには、和訓の質的な面からの検討が尚、必要であるがこれについては後述する。

(2) 和訓の集大成ともいふべき「名義抄」でも部首によっては「字鏡」の和訓数が上回るものが、「20齒部」「48瓦部」「58木部」「59草部」「69虫部」等の如く見受けられた。これは、一つには、「20齒部」の如く標出字自体が特殊な場合があり、又和訓が付されることの偶然性にもよるであろう。そして、極端に、「字鏡」の上回る部首は例外なく「小学篇」を含む部首であって、特殊な標出字を含む場合の著しい例と考えられよう。

(3) 全部首を通観して「字鏡」において和訓数の乏しい部首は若干の例外はあるものの、「名義抄」においても同様である。特に極端な「67豕部」「68羊部」の如きは、漢字に対する和訓の貧困さも原因しているのではないだろうか。

二 和訓の質的な考察

以上両者の和訓の共通性を量的な視点から考察した訳であるが、一歩進んで両者の関連性つまり影響関係について考えてみたいのであるが、その方法については、なかなか困難な問題を含んでいるのである。すなわち、それが量的な共通性と截然と分れ得るものか否か、換言すれば、明確に「字鏡」から踏襲したと思われる和訓をどの様にして決定するかという点である。両者のみかけの一致で、短絡に影響関係を想定する虞れがあるのである。この問題の一つの解決策として「字鏡」において長大な語形を有する和訓が「名義抄」においてどの様な形をとっているかを考えてみたい。周知の如く「字鏡」では、例えば「悠」に対して「奈波乃波志尔銅乎毛知天加佐礼留曾（天拾五）」の様に長大な語形を有する和訓があり、これが「字鏡」の和訓の特色ともなっている。もちろん、「字鏡」において特異な言葉が「名義抄」に存在するか否かで影響関係を考える立場もありえようが、一々の和訓についての検討が必要となつて一朝一夕に行ない難いのである。従つて、前者の方法を採つたが、和訓については、一往意義の上から検討を試み後者の方法でも考察を加えることとした。この前者の方法とでも不十分であるとの謗りを免かれ得ないが短小な和訓の一致を考ふるよりもより、蓋然性は高いものと思われるのである。

次に、長大な和訓の定義であるが、用例数も勘案して八音節以上の複合語を考へてみた。この八音節は用例数の煩雑さを避けたままでこのことで積極的な意味がある訳ではない。又、天治本と享和本で小異のあるものは、語形の長いものを選択し、動植物名及び、卷十二

は除外した。

二ノ一 和訓の考察

さて、前記の観点で和訓を選択すると、「字鏡」の全和訓数は34例である。その中で、「名義抄」に対応の見られないもの等を除くと、関連性が窺えそうなものは、5例程でそれに準じるものが2例、合せて7例程度である。以下それらを列記し、考察を加えることとする。尚、特に注意しないものは天治本の和訓を示し、「名義抄」の和訓は声点を略した。

(1)期 阿比牟須比波加留

義注には、「時也限也契約也也会也要也（傍点考）」とあり和訓自体は、帰納できるものである。一方「名義抄・（佛中、二三七）」では「アツタル、テキル、トキ、アヒ、ムスヒハカル」等、総計13例程の和訓が記載されており、「字鏡」と一致した和訓が二語の様な形式ではあるが見られるのである。もちろんこれは一語と見るべきであらう。しかも、この和訓には、合点が付されている。これは「師説があり抛る所があつて、特に符号した」と思われる和訓を示すものである。和訓の典拠に、「字鏡」が想定できるかも知れない訳で、「字鏡」からの蓋然性は更に高いものといえよう。

(2)期 鹿乃乎止利阿加久曾（享和本）

この和訓自体がすでに特異なもので「康熙字典」の様な漢字彙から遊離した意味を持っている。事実「字鏡」でも「去坐而痰一足也又去上鹿乃乎止利阿加久曾」とあつて、義注は全く直接和訓が付される形式である。因みに「大漢和辞典」では「むつゆび、行く、つまたつ、足を垂れる」等雑多な意味をあげてあるが、「字鏡」の和

訓に関連したものは見受けられない。次に「名義抄」では(法上・七五)に「シリウタク、カノヲトリ、アリクソ、ノホル、ススム」等総計8例和訓が見えている。合点が無い点は気になるが、和訓の特異な点を考え合せれば「字鏡」より採られていると見て良いであろう。

(3) 噤・𦉳 加夜久支乃奈久曾

「字鏡」では「己患高志又加夜久支乃奈久曾」とあって、本来の意味からは、前者の和訓が妥当である。「大漢和辞典」にも「①口中に物を含む②こえ」とあるのである。翻って「名義抄」では(佛中・四七)に「サワカシ、ホユ、カト、オト、コ禾タカ、カヤイキ、ノナクソ」とあって、当該和訓を三訓と認めている様であるが、意味の上から当然一訓と考えるべきであろう。従って、この和訓は(2)「跂」と同様に本来的な意味から外れている点や合点の付されている点を考え合せると、「字鏡」からの引用の可能性の最も高いものといえよう。

(4) 𦉳・𦉳 奈加江乃波志乃久佐比

和訓自体は、義注に「𦉳端木以縛振也」とあって意味の上からは抵触するものではない。「名義抄(佛中八九)」では「クヒキ、ナカエ、ナカエノハシノクサヒ」とある。合点こそ付されていないが他に部分部分を示す和訓「ナカエ、クサヒ」があるにも拘らず、全体をとりまとめた語形が記されている点は「字鏡」の影響があるかも知れない。

(5) 𦉳・𦉳 為之肉之阿豆毛之

義注に「豕肉臚同」とあって和訓自体は義注から導かれるもので、特異なものとはいえない。「名義抄(佛中三〇)」では「井ノ

シノアツモノ」と合点が付されている点は前記の「期」と同様の形式である。

(6) 𦉳 加美曾、介弥尔久志

標出字自体は正しくは「𦉳」とあるべきである。「名義抄(佛下本三八)」では、「タチカミ、ハタヒレ、ウナカミ、カミノク、カミソクシ」とあって合点こそ付されていないが「字鏡」の和訓を二分した様な体裁をとっている。又、義注の上からは和訓の適否は窺えない様であるが、「大漢和辞典」では「①馬のたてがみ②魚のせびれ③虹の彎曲④つきる」とあって漢字の本来的な意味から外れた特異なものである。従ってこの点から影響が考えられるかも知れない。

(7) 𦉳 女乃加太利須留己患

和訓自体は本来的には「母乃加太利須留己患」とあるべきであろう。「字鏡」では「謂語声也」という義注があって和訓自体は無理のないものであろう。一方「名義抄(佛中五〇)」では、「牛語ヒスル(注)音」とある。これを二訓とみなせば一致する例とはならない訳であるが、「音」のみを独立したものと考えた際には和訓全体としては不自然な感みがあり寧ろ一つの訓の「牛語リスル音」とありたいところである。この様な例は、先の「𦉳」でも見られたのであった。そうすれば合点が付されている長大な和訓の一致例となるのである。

二ノ二 まとめ

以上、述べた点をまとめると以下の如くである。第一に「名義抄」での語形の一致、第二には和訓の特異性、第三には合点の有無を

考え合せて、明確に影響が窺えるものは「嘘」の「加夜久支乃奈久曾」のみで、それに準じたものとして「伎」の「鹿乃乎止利阿加久曾」を含めれば僅かに2例程である。その他については、右の三点の内、何れかが欠けており厳密な影響関係は考え難いといえるかも知れない。しかし唯一ながら和訓の厳密な意味での一致が見られる点を考えるならば、「名義抄」の和訓の中には、「字鏡」の和訓が何らかの形で影響しているのは否定できない様である。既述した全体としての和訓数の約三割の共通性が見られる背景には、この様な事実が存在したと考えられるかも知れないのであり、共通性自体が或は「字鏡」に結びつけられるという仮定もあながち否定できないのである。

注

- (1) 以下「字鏡」と略記。
- (2) 吉田金彦「辞書の歴史」(「講座国語史第三巻、語彙史」へ位参照。)
- (3) 以下「名義抄」と略記。
- (4) 前掲注(2)論考中、p.117参照。
佐藤喜代治「新撰字鏡の本文について」(「東北大学文学部研究年報 第一号」昭和26年3月)
- 吉田金彦「観智院本類聚名義抄の参照文献」(「芸林、第九巻第三号昭和33年6月」)
- (5) 享和本にて補った。
- (6) これについては(「語文研究、42号」昭和51年12月)所収拙稿の表(1)参照。
- (7) 高松政雄「新撰字鏡小学篇について」(「訓点語と訓点資料、41輯」昭和45年6月)
- (8) 天治本では「94阜」とある。
- (9) 天治本では「回才」とある。
- 00 明確に影響が考えられる場合を「関連性」とし単なる量的な致を「共通性」として区別する。
- 01 前掲注(6)拙稿中の表(1)の数値による。
- 02 築島裕「平安時代語新論」p.117参照。

- 03 正宗敦夫編「類聚名義抄(假名索引、漢字索引)、所収、中田祝夫「類聚名義抄使用者のために」p.10参照。
- 04 前掲注(4)中の、吉田氏論文では合点を付された和訓の一致で影響関係を想定している。
- 05 前掲注(4)中の、佐藤氏論文では「伎」「嘘」を「字鏡」からの影響としている。
- 06 筆者のよみで「名義抄」にはもちろん傍訓はない。